

「中核市とともに地方分権を推進する 国会議員の会」勉強会

＜参考資料＞

- ・ 規約、名簿
- ・ 提言、要請

日 時 平成30年11月15日（木）

11：50～12：40

会 場 衆議院第一議員会館

地下1階 大会議室

中核市一覧表（平成30年11月15日現在）

【中核市：54市】

地域 ブロック	No.	都 市 名	市 長
北海道 ・ 東北 (9市)	1	函 館 市	工藤 壽樹
	2	旭 川 市	西川 将人
	3	青 森 市	小野寺 晃彦
	4	八 戸 市	小林 眞
	5	盛 岡 市	谷藤 裕明
	6	秋 田 市	穂積 志
	7	福 島 市	木幡 浩
	8	郡 山 市	品川 萬里
	9	(監事) いわき市	清水 敏男
関東 (10市)	10	宇都宮市	佐藤 栄一
	11	前 橋 市	山本 龍
	12	高 崎 市	富岡 賢治
	13	川 越 市	川合 善明
	14	川 口 市	奥ノ木 信夫
	15	越 谷 市	高橋 努
	16	船 橋 市	松戸 徹
	17	(副会長) 柏 市	秋山 浩保
	18	八王子市	石森 孝志
19	横須賀市	上地 克明	
北信越 ・ 東海 (7市)	20	富 山 市	森 雅志
	21	金 沢 市	山野 之義
	22	長 野 市	加藤 久雄
	23	岐 阜 市	柴橋 正直
	24	(顧問) 豊 橋 市	佐原 光一
	25	岡 崎 市	内田 康宏
26	(副会長) 豊 田 市	太田 稔彦	
近畿 (12市)	27	大 津 市	越 直美
	28	豊 中 市	長内 繁樹
	29	(副会長) 高 槻 市	濱田 剛史
	30	枚 方 市	伏見 隆
	31	八 尾 市	田中 誠太
	32	東大阪 市	野田 義和
	33	(顧問) 姫 路 市	石見 利勝
	34	(監事) 尼 崎 市	稲村 和美
	35	明 石 市	泉 房穂
	36	西 宮 市	石井 登志郎
	37	(顧問) 奈 良 市	仲川 げん
	38	和 歌 山 市	尾花 正啓

地域 ブロック	No.	都 市 名	市 長
中国 ・ 四国 (9市)	39	鳥 取 市	深澤 義彦
	40	松 江 市	松浦 正敬
	41	(会長) 倉 敷 市	伊東 香織
	42	呉 市	新原 芳明
	43	福 山 市	枝広 直幹
	44	下 関 市	前田 晋太郎
	45	高 松 市	大西 秀人
	46	松 山 市	野志 克仁
	47	(副会長) 高 知 市	岡崎 誠也
九州 (7市)	48	久留米市	大久保 勉
	49	(顧問) 長 崎 市	田上 富久
	50	佐世保市	朝長 則男
	51	大 分 市	佐藤 樹一郎
	52	(副会長) 宮 崎 市	戸敷 正
	53	鹿 児 島 市	森 博幸
	54	那 覇 市	城間 幹子

【参考資料2】

中核市市長会規約

(名 称)

第1条 この会は、中核市市長会（以下「本会」という。）と称し、中核市の市長をもって組織する。

(目 的)

第2条 本会は、中核市相互の緊密な連携のもとに、中核市行財政の円滑な運営及び進展を図り、もって地方分権の推進に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中核市行財政の共同調査、研究及び協議等に関すること
- (2) 国等に対する政策提案・意見表明に関すること
- (3) その他、前条の目的の達成のために必要なこと

(役 員)

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 6名以内
- (3) 監 事 2名

2 役員は、市長会議において選任する。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 前項本文の規定にかかわらず、役員が欠けた場合の補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、任期満了後においても後任者が決定するまでは、なおその職務を行う。

(職 務)

第5条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代理する。

3 監事は、会計の監査にあたる。

(顧 問)

第6条 本会に、必要に応じて顧問を置くことができる。

2 顧問は、これまでに会長を務めた会員市長をもってあてるものとする。

3 顧問は、本会の運営に対し助言し、指導等を行うことができる。

(相談役)

第7条 本会に、必要に応じ相談役を置くことができる。

2 相談役は、本会の総意をもって、会長が委嘱する。

3 相談役は、市長会議等において意見を述べることができる。

(市長会議)

第8条 市長会議は、随時開催し、会長が招集する。

2 市長会議の座長は、会長がこれにあたる。

3 市長会議は、市長が出席するものとする。ただし、会長が必要と認める場合は、代理者を出席させることができる。

(役員市長会議)

第9条 役員市長会議は、随時開催し、会長が招集する。

2 役員市長会議の座長は、会長がこれにあたる。

3 役員市長会議は、第4条第1項に規定する役員が出席するものとする。ただし、会長は、必要に応じて役員以外の市長を招集することができる。

(プロジェクト)

第10条 本会に、第3条に規定する事業を行うため、プロジェクトを設置することができる。

2 プロジェクトは、参加する中核市の市長をもって組織する。

3 プロジェクトに幹事市を置く。

4 幹事市の市長は、必要に応じ、プロジェクト会議を招集する。

5 プロジェクト会議の座長は、幹事市の市長がこれにあたる。

6 プロジェクトにおける協議事項は、市長会議に報告するものとする。

(事務担当者会議)

第11条 本会の円滑な運営を図るため、本会に事務担当者会議を置く。

2 事務担当者会議は、中核市の主管部長又は課長及び担当者をもって組織する。

3 事務担当者会議は、必要に応じて、会長が招集する。

4 事務担当者会議の座長は、会長を担当する中核市(以下「会長市」という。)の主管部長又は課長がこれにあたる。

(プロジェクト担当者会議)

第12条 プロジェクトの円滑な運営を図るため、各プロジェクトにプロジェクト担当者会議を置く。

2 プロジェクト担当者会議は、プロジェクトに属する中核市の主管部長又は課長及び担当者をもって組織する。

3 プロジェクト担当者会議は、必要に応じて、幹事市の市長が招集する。

4 プロジェクト担当者会議の座長は、幹事市の主管部長又は課長がこれにあたる。

5 プロジェクト担当者会議における協議結果は、プロジェクト参加市長及び事務担当者会議に報告するものとする。

(事務局)

第13条 本会及び事務担当者会議の事務局は会長市に、プロジェクト及びプロジェクト担当者会議の事務局は幹事市に置く。

2 本会及び事務担当者会議の事務局に事務局長を置く。

(中核市候補市)

第14条 中核市候補市（以下「候補市」という。）は、第11条第1項及び第12条第1項に定める会議に出席することができる。

2 中核市は、候補市の中核市への円滑な移行に資するため、候補市に対し、情報提供等必要な協力を行うものとする。

3 候補市相互の情報交換等必要な事項は、候補市が協議の上、別に定めるものとする。

(会計)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。

(経費)

第16条 本会の運営に要する経費は、各中核市からの会費、各候補市からの負担金及びその他の収入をもってあてる。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が市長会議に諮って定める。

附 則

1 この規約は、平成8年5月27日から施行する。

2 連絡会の最初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、平成8年5月27日に始まり、平成9年3月31日をもって終わるものとする。

附 則

この規約は、平成9年4月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年5月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年11月10日から施行し、改正後の第9条、第11条及び第12条は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規約は、平成28年5月25日から施行する。
- 2 平成27年に役員に選任された市長を平成28年に役員に選任するときは、改正後の第4条第3項の規定にかかわらず、任期は1年とし、再任は妨げないものとする。

附 則

この規約は、平成29年8月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年10月27日から施行する。

中核市市長会は、平成 30 年度に次の提言・要請についても政党や省庁などに働き掛けを行っております。

- ・ 国の施策及び予算に関する提言（別冊）

＜平成 30 年 5 月 14 日中核市市長会採択＞

【参考資料 3】

- ・ 人口減少社会を克服する活力ある地域社会の実現に向けた共同提言

＜平成 30 年 9 月 27 日採択 ※指定都市市長会、全国施行時特例市市長会との共同提言＞

【参考資料 4】

国の施策及び予算に関する提言
(別冊)

中核市市長会

平成30年5月

【参考資料4】

指定都市市長会・中核市市長会・全国施行時特例市市長会 人口減少社会を克服する活力ある地域社会の実現に向けた共同提言

我が国の人口は、平成27年の国勢調査において、大正9年の調査開始以来初の減少に転じ、前回調査時点より100万人近い減少を記録する中、総人口に占める65歳以上の割合は26.6%と過去最高となった。また、平成28年の人口動態調査において、出生数が初めて100万人を切る結果となり、平成29年はさらに減少するなど、急速な人口減少・少子高齢化が進んでいる。

一方で、東京都への転入超過数は、平成29年は7万5千人を超える高い水準であり、人口の東京一極集中には歯止めがかかっていない。

人口減少・少子高齢化と東京一極集中による地域経済の縮小等の危機的状況を克服し、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくための地方創生の取組を強力に推進していかなければならず、とりわけ日本の総人口の約44%が居住し、それぞれの地域における社会・経済活動の中心的存在である指定都市・中核市・施行時特例市が果たすべき役割は、かつてなく大きくなっている。

そこで、指定都市・中核市・施行時特例市がその役割や機能を存分に発揮し、近隣市町村を含めた地域社会・経済を活性化させ、真の地方創生が実現できるよう、次のことを提言する。

1 国と三市長会との定期的な協議の場の設置

国に地方の声を届ける仕組みとして、いわゆる地方六団体については「国と地方の協議の場に関する法律」に基づく国との協議の場をはじめ、様々な機会が設けられているが、指定都市市長会・中核市市長会・全国施行時特例市市長会には、同様の仕組みが確立されていない。

地方自治体を取り巻く状況がめまぐるしく変化する中、多種多様な課題に迅速かつ的確に対応するとともに、今後起こりうる課題に先手を打つためには、これまで以上に国と地方自治体の積極的な連携・協力が欠かせない。

とりわけ、人口減少社会を迎える中、国が打ち出す「三本の矢」「新三本の矢」を柱とした経済の好循環を進め、一億総活躍社会を実現するためには、地域経済の活性化に尽力し、子育てや介護などを最前線で支える指定都市・中核市・施行時特例市の声を反映させることが最も効果的である。

そこで、国における各種検討会議に住民に身近な基礎自治体である指定都市・中核市・施行時特例市を積極的に参画させることにより、それぞれの地域の実情の把握に努めるとともに、三市長会との定期的な協議の場を早急に設けること。

2 地方創生の一層の推進と東京一極集中の是正

- (1) 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が5年の計画期間の過半を経過し、それぞれの地方自治体においては、地域の実情を踏まえた地方版総合戦略に基づき、様々な創意工夫を凝らして課題の解決に取り組んでいる。

そのような中、国においても、平成28年度に地方創生推進交付金を創設し、平成29年度には交付上限額の引上げを行うなど、意欲的な地方自治体を応援する仕組みが整えられ、活用実績において成果を上げている事例も見られる。

については、地方創生推進交付金が、地方創生の実現に向けた継続的な取組を強力に後押しする制度となるよう、対象事業分野の拡充や手続きの簡素化を図るなど、地方自治体がより活用しやすい制度とするとともに、継続的な財政支援を行うこと。

- (2) 連携中枢都市圏構想については、制度創設から4年が経過する中、連携中枢都市となる指定都市・中核市等が積極的に圏域を形成し、コンパクト化とネットワーク化による圏域の経済成長のけん引や高次の都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上を図る取組を進めている。

また、施行時特例市においては、中核市移行後の連携中枢都市圏の形成を検討している市もあり、今後も更なる圏域形成の拡大が期待される。連携中枢都市圏構想は、人口減少社会において、基礎自治体が抱える課題を解決し、安定的・効率的な行政サービスを提供していく上で重要な枠組みである。

については、現行の連携中枢都市圏制度は要綱に基づいて運用されているが、今後、連携中枢都市及び連携市町村が圏域全体の持続的発展につながる取組を一層安定的に推進できるよう、基礎自治体の自主性や自立性を十分に尊重しつつ、当該制度を「法定化」とするとともに、財政面も含めた支援を強化すること。

あわせて、三大都市圏内に所在する都市も地方と同様に近隣市町村とさらに連携し、少子高齢化や社会資本老朽化への対応等、切実な地域の課題解決に向けた取組を進めることができるよう、三大都市圏を対象とした、財源措置を含む新たな支援制度を創設すること。

- (3) 東京一極集中を是正するため、東京から地方への新たな「ひと」の流れをつくることは喫緊の課題である。その取組の一つである地方拠点強化税制により進める企業の東京23区からの本社機能の移転は、地方での雇用創出、東京への人口流出の抑制や地方へのU I Jターンの推進、地方自治体の税収増加、官民連携の促進など、移転先の都市のみならず周辺市町村へ

の好循環が期待されている。

地方拠点強化税制については、平成 30 年度税制改正において特例措置の延長と要件の緩和等の拡充が行われたところであるが、企業にとって活用しやすい真に実効性のある制度とするため、適用対象の拡大や措置内容の充実など更なる措置を講ずること。

また、対象地域について、首都圏の既成市街地等が対象外とされているが、東京 23 区以外は優遇措置の対象にするとともに、過疎地域に準ずる地域など、特に配慮が必要な地域に対しては更なる優遇措置を講ずること。

加えて、地方から東京 23 区への本社機能の移転を抑制する措置を講ずるとともに、東京から地方への企業の機能移転が促進されるよう、省庁等政府機関の東京からの移転やサテライトオフィスの設置を推進し、東京一極集中の是正に向けて国が率先して取り組むこと。

3 地方制度改革の一層の推進

- (1) 指定都市・中核市・施行時特例市は、その規模や歴史・文化をはじめ、地域で果たす役割等、それぞれが異なる特性を持っており、各都市において、その地域にふさわしい都市像の実現を目指した取組が行われている。

しかしながら、各都市が直面する課題と向き合い、自らの判断と責任により 10 年後、20 年後を見据えたまちづくりを行うためには、事務・権限及び税源の移譲が未だ不十分であり、より一層の地方制度改革が必要である。

については、「補完性の原理」、「基礎自治体優先の原則」に基づき国と都道府県、市区町村の役割を改めて整理するとともに、指定都市・中核市・施行時特例市が必要とする事務・権限及び税源の移譲を積極的に進めること。

また、都市制度については、道州制も視野に入れつつ、指定都市市長会が提案している「特別自治市」等、地域の特性に応じた多様な大都市制度を実現すること。

あわせて、地方分権を今後進めるに当たっては、平成 27 年 4 月に中核市の指定要件が緩和されたことにより、人口 20 万人程度から 60 万人程度と多様な中核市が誕生していることを踏まえ、都市区分による一律の議論のみによらず、「手挙げ方式」などの活用により、地域・圏域の実情に応じて選択的に事務・権限等の移譲が受けられる制度を創設すること。

特に、中核市市長会及び全国施行時特例市市長会がかねてより求めている「県費負担教職員の人事権等移譲」については、平成 29 年度に指定都市に対して教職員に係る財源の移譲が行われたことも踏まえ、一向に進展の見えない「事務処理特例制度による対応」という整理ではなく、希望する中核市及び施行時特例市が地域の実情に応じて選択的に事務・権限の移譲を受けられるよう、抜本的な制度改革を行うこと。

- (2) 現在、国において、地方分権改革における「提案募集方式」による取組が進められているところであるが、指定都市・中核市・施行時特例市が持つ能力を最大限に発揮できるよう、その発意による創意工夫の趣旨を十分に酌み取るとともに、提案対象を権限移譲と規制緩和に限定することなく、権限移譲に伴い必要となる税源移譲をはじめとした税財政制度についても対象とすること。

さらに、多くの都道府県で条例による事務処理特例制度を活用して移譲されている事務・権限に関する提案はもとより、現状における支障事例の有無にかかわらず、住民の利便性の向上及び行政の効率化に資することが明らかな提案は、移譲先となる基礎自治体の意見を広く踏まえた上で、積極的に検討を行い、その実現を図ること。なお、新たな事務・権限の移譲に伴い必要となる財源についても確実に措置を講ずること。

あわせて、大都市に関する特例等により、道府県から指定都市に移譲されている事務・権限及び新たに移譲される事務・権限について、所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設するとともに、権限移譲を希望する中核市及び施行時特例市が権限及び税源移譲を受けられるよう積極的な検討を行うこと。

4 地方税財政制度の再構築

- (1) 真の分権型社会の実現のため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」を現状の6：4からまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。
- (2) 地方法人税は単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、また、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度であるため、地方自治体間の財政力格差の是正は、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。
- (3) 地方が必要とする一般財源総額について、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、三市長会の共同提言を踏まえ、2021年度まで2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する旨が明記されたが、消費税率の引き上げに伴う社会保障の充実等も含めた財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことにより、地方の安定的な財政運営に必要な額を確保すること。

また、地方の歳入確保の取組・歳出削減努力によってもなお生ずる財源不足の解消は、地方交付税の法定率を引き上げて対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

さらに、地方交付税の算定に当たっては、大都市等に特有の財政需要を的確に反映させるとともに、各地方自治体における予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性の確保に努めること。

(4) 消費税率10%への引上げについては、二度にわたる延期により平成31年10月まで先送りされることとなったが、子ども・子育て支援や医療・介護の充実等の社会保障施策が財源不足を理由に足踏み・後回しにされないよう、国の責任において必要な財源を確保すること。

(5) 固定資産税は基礎自治体の歳入において大きな割合を占める基幹税目であることから、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。

また、国の経済対策の一環として導入された償却資産に係る設備投資の特例措置については、今後、対象範囲の拡大や期限の延長、類似の特例措置の創設等を行わないこと。

さらに、土地の負担調整措置については、現行の商業地等の据置特例を廃止し、負担水準が70%に収斂される制度とすること。

加えて、家屋評価においては、納税者に分かりやすく、地方自治体の事務の効率化が図られるよう、現行の評価方法である再建築価格方式自体の見直しも含め検討を行い、資産を適確に評価し、確実に簡素化を図ること。

(6) 地方の保有する基金は、災害対策や社会資本の老朽化対策、将来実施する特定の事業に向けた計画的な財源確保のために、各地方自治体が地域の実情を踏まえて、各々の責任と判断で積立てを行っているものであり、基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないこと。

5 子ども・子育て支援の充実

(1) 子育て世帯に対する経済的負担の軽減策として、国において検討している幼児教育・保育の無償化については、実務上相当の準備期間が必要となることを踏まえ、基礎自治体と十分に協議し、その意見を反映した上で早期に詳細な制度設計を示すとともに、国の責任において、基礎自治体に負担を生じさせないよう必要な財源措置を講ずること。

なお、円滑な事務処理に必要な制度設計や財源措置が間に合わない場合は、適切な対応を検討すること。

また、無償化の実施に当たっては、需要の増加も踏まえた上で、保育の質の確保を前提に、多様な保育形態がある地域の実情に配慮し、公平性を確保するとともに、在宅育児世帯との公平性についても配慮すること。

- (2) 子ども・子育て支援新制度の趣旨である幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量的拡充と質の向上を図るため、1兆円超程度の財源について恒久的な確保策を講ずるとともに、待機児童対策のための保育所等の施設整備に係る補助率の嵩上げ措置を継続するほか、保育士等の人材確保策の更なる拡充などを実現するための財源を確保すること。

6 災害復旧・復興や安全・安心な施設整備に向けた財政措置の拡充等

- (1) 今年各地に甚大な被害をもたらした北海道胆振東部地震、平成30年台風第21号、平成30年7月豪雨及び大阪府北部地震並びに九州北部豪雨、熊本地震及び東日本大震災のような大規模災害の被災地では、災害復旧・復興に向けて全力を挙げて取り組んでいるが、その取組は長期にわたるのが実態である。そして復興が長引くほど、避難生活の長期化による心身の疲労を原因とする人的被害や、復興の遅れによる経済停滞、風評被害といった影響が拡大し、その街から人が離れ、元の生活を取り戻すことが困難となり、地域の再生が危ぶまれる事態にもなりかねない。

また、平成29年度の北陸地方を中心とした記録的な豪雪は、道路や鉄道など地方の主要な交通に大きな混乱を生じさせ、市民生活に多大な影響を及ぼすとともに、度重なる道路の除・排雪作業等は地方自治体に大きな財政的負担を強いることとなった。

国においては、住民に最も身近な存在である指定都市・中核市・施行時特例市をはじめとした基礎自治体の意見を十分に踏まえ、被災者の生活再建への支援、インフラの早期復旧、災害廃棄物処理、地場産業の復興、風評被害の払拭等、一日も早い災害からの復旧・復興に向けた取組を強化し、必要かつ十分な財政措置を早急に講ずること。

- (2) 近年、学校施設の改修・整備に係る交付金が大幅に減少しており、地方自治体が計画する事業の多くが採択されない状況にある。また、採択された事業についても、多くが当初予算ではなく、補正予算で採択されている。このような状況下では、地方自治体は計画的な改修・整備に取り組みせず、児童生徒の安全確保や教育環境の改善に重大な支障が生じることとなる。

特に、学校をはじめとした施設のブロック塀等の安全対策については、早急に財源を確保するとともに、補助制度を拡充するなどの対策を講ずること。

また、今夏は命にかかわる危険な暑さが続き、小中学校へのエアコン設置が急務となっており、地方自治体はエアコン設置の前倒しに向けて様々な手法で緊急対応を進めている。しかし、エアコンの設置や更新には莫大な費用を要し、設置が進まない要因となっている。

さらに、学校トイレでは洋式化の要望が教育現場や保護者、地域住民等から多く寄せられており、バリアフリーの観点からもトイレの洋式化への転換も急務となっている。

については、各地方自治体がこうした学校施設の改修・整備を着実に進められるよう、実情に見合った基準単価への改正、補助率の引上げ及び対象の拡大などの補助内容の更なる拡充を行うなど、必要かつ十分な財政措置を早急に講ずること。

- (3) 学校施設は、児童生徒が学習・生活する場であるのみならず、災害発生時には住民の命を守る拠点となる場所であり、住民の安全・安心を守るためにも施設改修・整備に早急かつ着実に取り組む必要がある。

については、熊本地震の際に、多くの小中学校で体育館が避難所として使用できなくなったこと等も踏まえ、老朽化対策や環境改善対策、防災機能の強化に向けた改修等を各地方自治体が着実に進めることができるよう、必要かつ十分な財政措置を講ずること。

- (4) 平成 29 年度の財政制度等審議会において、下水道事業の国庫補助制度における「受益者負担の原則」との整合性が取り上げられているが、市民生活や社会経済活動を守り、安定的に公衆衛生や公共用水域の水質を保全するために、汚水に係る下水道施設の改築への国費負担を継続すること。

平成 30 年 9 月 27 日
指 定 都 市 市 長 会
中 核 市 市 長 会
全 国 施 行 時 特 例 市 市 長 会

中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会 議員一覧

平成30年11月5日現在

市番	担当市	衆参	氏名	ふりがな	所属政党	選挙区
1	函館市	衆	逢坂 誠二	おおさか せいじ	立憲民主党	北海道8区
1	函館市	参	伊達 忠一	だて ちゆういち	自由民主党	北海道
1	函館市	参	横山 信一	よこやま しんいち	公明党	比例代表
2	旭川市	衆	佐々木 隆博	ささき たかひろ	立憲民主党	北海道6区
2	旭川市	参	小川 勝也	おがわ かつや	無所属	北海道
2	旭川市	参	徳永 エリ	とくなが えり	国民民主党	北海道
2	旭川市	参	鉢呂 吉雄	はちろ よしお	立憲民主党	北海道
3	青森市	衆	高橋 千鶴子	たかはし ちづこ	日本共産党	比例東北
3	青森市	衆	津島 淳	つしま じゅん	自由民主党	青森県1区
3	青森市	参	滝沢 求	たきさわ もとめ	自由民主党	青森県
3	青森市	参	田名部 匡代	たなぶ まさよ	国民民主党	青森県
4	八戸市	衆	大島 理森	おおしま ただもり	自由民主党	青森県2区
5	盛岡市	衆	階 猛	しな たけし	国民民主党	岩手県1区
5	盛岡市	衆	鈴木 俊一	すずき しゅんいち	自由民主党	岩手県2区
5	盛岡市	衆	高橋 ひなこ	たかはし ひなこ	自由民主党	比例東北
5	盛岡市	参	木戸口 英司	きどぐち えいじ	自由党	岩手県
5	盛岡市	参	平野 達男	ひらの たつお	自由民主党	岩手県
6	秋田市	衆	寺田 学	てらた まなぶ	無所属	比例東北
6	秋田市	衆	富樫 博之	とがし ひろゆき	自由民主党	秋田県1区
6	秋田市	参	石井 浩郎	いしい ひろお	自由民主党	秋田県
6	秋田市	参	中泉 松司	なかいずみ まつじ	自由民主党	秋田県
7	福島市	衆	亀岡 偉民	かめおか よしたみ	自由民主党	比例東北
7	福島市	参	佐藤 正久	さとう まさひさ	自由民主党	比例代表
8	郡山市	参	増子 輝彦	ましこ てるひこ	国民民主党	福島県
8	郡山市	参	山口 和之	やまぐち かずゆき	無所属	比例代表
8	郡山市	参	若松 謙維	わかまつ かねしげ	公明党	比例代表
9	いわき市	衆	吉野 正芳	よしの まさよし	自由民主党	福島県5区
9	いわき市	参	森 まさこ	もり まさこ	自由民主党	福島県
10	宇都宮市	衆	福田 昭夫	ふくだ あきお	立憲民主党	栃木県2区
10	宇都宮市	衆	船田 元	ふなだ はじめ	自由民主党	栃木県1区
10	宇都宮市	参	上野 通子	うえの みちこ	自由民主党	栃木県
10	宇都宮市	参	高橋 克法	たかはし かつのり	自由民主党	栃木県
11	前橋市	衆	尾身 朝子	おみ あさこ	自由民主党	群馬県1区
11	前橋市	参	中曾根 弘文	なかそね ひろふみ	自由民主党	群馬県
12	高崎市	衆	小淵 優子	おぶち ゆうこ	自由民主党	群馬県5区
12	高崎市	衆	福田 達夫	ふくだ たつお	自由民主党	群馬県4区
13	川越市	衆	神山 佐市	かみやま さいち	自由民主党	埼玉県7区
13	川越市	衆	小宮山 泰子	こみやま やすこ	国民民主党	比例北関東
13	川越市	衆	山口 泰明	やまぐち たいめい	自由民主党	埼玉県10区
13	川越市	参	大野 元裕	おおの もとひろ	国民民主党	埼玉県
13	川越市	参	行田 邦子	こうだ くにこ	希望の党	埼玉県
13	川越市	参	関口 昌一	せきぐち まさかず	自由民主党	埼玉県
13	川越市	参	西田 実仁	にしだ まこと	公明党	埼玉県
13	川越市	参	古川 俊治	ふるかわ としはる	自由民主党	埼玉県
13	川越市	参	矢倉 克夫	やくら かつお	公明党	埼玉県
15	越谷市	衆	黄川田 仁志	きかわだ ひとし	自由民主党	埼玉県3区
15	越谷市	衆	土屋 品子	つちや しなこ	自由民主党	埼玉県13区
15	越谷市	衆	山川 百合子	やまかわ ゆりこ	立憲民主党	比例北関東
16	船橋市	衆	木村 てつや	きむら てつや	自由民主党	比例南関東
16	船橋市	衆	野田 佳彦	のだ よしひこ	無所属	千葉県4区
16	船橋市	参	石井 準一	いしい じゅんいち	自由民主党	千葉県
16	船橋市	参	豊田 俊郎	とよだ としろう	自由民主党	千葉県
16	船橋市	参	長浜 博行	ながはま ひろゆき	無所属	千葉県
17	柏市	衆	櫻田 義孝	さくらだ よしたか	自由民主党	千葉県8区
17	柏市	衆	白須賀 貴樹	しらすか たかき	自由民主党	千葉県13区
17	柏市	衆	宮川 伸	みやかわ しん	立憲民主党	比例南関東

中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会 議員一覧

平成30年11月5日現在

市番	担当市	衆参	氏名	ふりがな	所属政党	選挙区
17	柏市	参	猪口 邦子	いのぐち くにこ	自由民主党	千葉県
17	柏市	参	小西 洋之	こにし ひろゆき	無所属	千葉県
17	柏市	参	元榮 太一郎	もとえ たいちろう	自由民主党	千葉県
18	八王子市	衆	安藤 高夫	あんどう たかお	自由民主党	比例東京
18	八王子市	衆	萩生田 光一	はぎうだ こういち	自由民主党	東京都24区
19	横須賀市	衆	小泉 進次郎	こいずみ しんじろう	自由民主党	神奈川県11区
19	横須賀市	衆	古屋 範子	ふるや のりこ	公明党	比例南関東
19	横須賀市	参	島村 大	しまむら だい	自由民主党	神奈川県
19	横須賀市	参	中西 健治	なかにし けんじ	自由民主党	神奈川県
19	横須賀市	参	牧山 ひろえ	まきやま ひろえ	立憲民主党	神奈川県
19	横須賀市	参	松沢 成文	まつざわ しげふみ	希望の党	神奈川県
19	横須賀市	参	真山 勇一	まやま ゆういち	無所属	神奈川県
19	横須賀市	参	三浦 信祐	みうら のぶひろ	公明党	神奈川県
19	横須賀市	参	三原 じゅん子	みはら じゅんこ	自由民主党	神奈川県
20	富山市	衆	田畑 裕明	たばた ひろあき	自由民主党	富山県1区
20	富山市	参	堂故 茂	どうこ しげる	自由民主党	富山県
20	富山市	参	野上 浩太郎	のがみ こうたろう	自由民主党	富山県
21	金沢市	衆	馳 浩	はせ ひろし	自由民主党	石川県1区
21	金沢市	参	岡田 直樹	おかだ なおき	自由民主党	石川県
22	長野市	衆	後藤 茂之	ごとう しげゆき	自由民主党	長野県4区
22	長野市	衆	篠原 孝	しのはら たかし	国民民主党	長野県1区
22	長野市	衆	務台 俊介	むたい しゅんすけ	自由民主党	比例北陸信越
22	長野市	参	羽田 雄一郎	はた ゆういちろう	国民民主党	長野県
22	長野市	参	吉田 博美	よしだ ひろみ	自由民主党	長野県
23	岐阜市	衆	今井 雅人	いまい まさと	無所属	比例東海
23	岐阜市	衆	野田 聖子	のだ せいこ	自由民主党	岐阜県1区
23	岐阜市	参	大野 泰正	おおの やすただ	自由民主党	岐阜県
23	岐阜市	参	渡辺 猛之	わたなべ たけゆき	自由民主党	岐阜県
24	豊橋市	衆	今枝 宗一郎	いまえだ そういちろう	自由民主党	愛知県14区
24	豊橋市	衆	城内 実	きうち みのる	自由民主党	静岡県7区
24	豊橋市	衆	新藤 義孝	しんどう よしたか	自由民主党	埼玉県2区
24	豊橋市	衆	関 健一郎	せき けんいちろう	国民民主党	比例東海
24	豊橋市	衆	根本 幸典	ねもと ゆきのり	自由民主党	愛知県15区
24	豊橋市	参	大塚 耕平	おおつか こうへい	国民民主党	愛知県
24	豊橋市	参	片山 さつき	かたやま さつき	自由民主党	比例代表
24	豊橋市	参	酒井 庸行	さかい やすゆき	自由民主党	愛知県
24	豊橋市	参	藤川 政人	ふじかわ まさひと	自由民主党	愛知県
24	豊橋市	参	薬師寺 みちよ	やくしじ みちよ	無所属	愛知県
25	岡崎市	衆	重徳 和彦	しげとく かずひこ	無所属	愛知県12区
26	豊田市	衆	古本 伸一郎	ふるもと しんいちろう	国民民主党	愛知県11区
26	豊田市	衆	八木 哲也	やぎ てつや	自由民主党	比例東海
26	豊田市	参	伊藤 孝恵	いとう たかえ	国民民主党	愛知県
26	豊田市	参	斎藤 嘉隆	さいとう よしたか	立憲民主党	愛知県
26	豊田市	参	里見 隆治	さとみ りゅうじ	公明党	愛知県
26	豊田市	参	浜口 誠	はまぐち まこと	国民民主党	比例代表
28	豊中市	衆	大塚 高司	おおつか たかし	自由民主党	大阪府8区
28	豊中市	参	石川 博崇	いしかわ ひろたか	公明党	大阪府
28	豊中市	参	太田 房江	おおた ふさえ	自由民主党	比例代表
28	豊中市	参	山本 香苗	やまもと かなえ	公明党	比例代表
29	高槻市	衆	大隈 和英	おおくま かずひで	自由民主党	比例近畿
29	高槻市	衆	辻元 清美	つじもと きよみ	立憲民主党	大阪府10区
29	高槻市	参	東 徹	あずま とおる	日本維新の会	大阪府
30	枚方市	衆	佐藤 ゆかり	さとう ゆかり	自由民主党	比例近畿
30	枚方市	衆	平野 博文	ひらの ひろふみ	国民民主党	大阪府11区
31	八尾市	衆	神谷 昇	かみたに のぼる	自由民主党	比例近畿
31	八尾市	衆	谷畑 孝	たにはた たかし	日本維新の会	大阪府14区

中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会 議員一覧

平成30年11月5日現在

市番	担当市	衆参	氏名	ふりがな	所属政党	選挙区
31	八尾市	衆	長尾 敬	ながお たかし	自由民主党	大阪府14区
31	八尾市	衆	長尾 秀樹	ながお ひでき	立憲民主党	比例近畿
31	八尾市	衆	村上 史好	むらかみ ふみよし	立憲民主党	比例近畿
31	八尾市	参	柳本 卓治	やなぎもと たくじ	自由民主党	大阪府
31	八尾市	参	松川 るい	まつかわ るい	自由民主党	大阪府
31	八尾市	参	杉 久武	すぎ ひさたけ	公明党	大阪府
32	東大阪市	衆	宗清 皇一	むねきよ こういち	自由民主党	大阪府13区
33	姫路市	衆	渡海 紀三朗	とかい きさぶろう	自由民主党	兵庫県10区
33	姫路市	衆	濱村 進	はまむらすすむ	公明党	比例近畿
33	姫路市	衆	松本 剛明	まつもと たけあき	自由民主党	兵庫県11区
33	姫路市	参	末松 信介	すえまつ しんすけ	自由民主党	兵庫県
34	尼崎市	衆	中野 洋昌	なかの ひろまさ	公明党	兵庫県8区
34	尼崎市	参	伊藤 孝江	いとう たかえ	公明党	兵庫県
34	尼崎市	参	室井 邦彦	むろい くにひこ	日本維新の会	比例代表
35	明石市	衆	西村 康稔	にしむら やすとし	自由民主党	兵庫県9区
36	西宮市	衆	山田 賢司	やまだ けんじ	自由民主党	兵庫県7区
36	西宮市	参	清水 貴之	しみず たかゆき	日本維新の会	兵庫県
37	奈良市	衆	小林 茂樹	こばやし しげき	自由民主党	奈良県1区
37	奈良市	参	佐藤 啓	さとう けい	自由民主党	奈良県
37	奈良市	参	堀井 巖	ほりい いわお	自由民主党	奈良県
38	和歌山市	衆	門 博文	かど ひろふみ	自由民主党	比例近畿
38	和歌山市	衆	岸本 周平	きしもと しゅうへい	国民民主党	和歌山県1区
39	鳥取市	衆	石破 茂	いしば しげる	自由民主党	鳥取県1区
39	鳥取市	参	舞立 昇治	まいたち しょうじ	自由民主党	鳥取県
40	松江市	参	青木 一彦	あおき かずひこ	自由民主党	鳥取県・島根県
40	松江市	参	島田 三郎	しまだ さぶろう	自由民主党	島根県
40	松江市	衆	細田 博之	ほそだ ひろゆき	自由民主党	島根県1区
41	倉敷市	衆	池田 道孝	いけだ みちたか	自由民主党	比例中国
41	倉敷市	衆	加藤 勝信	かとう かつのぶ	自由民主党	岡山県5区
41	倉敷市	衆	橋本 岳	はしもと がく	自由民主党	岡山県4区
41	倉敷市	衆	柚木 道義	ゆのき みちよし	無所属	比例中国
41	倉敷市	参	石井 正弘	いしい まさひろ	自由民主党	岡山県
41	倉敷市	参	小野田 紀美	おのだ きみ	自由民主党	岡山県
41	倉敷市	参	片山 虎之助	かたやま とらのすけ	日本維新の会	比例代表
41	倉敷市	参	谷合 正明	たにあい まさあき	公明党	比例代表
42	呉市	衆	斉藤 鉄夫	さいとう てつお	公明党	比例中国
42	呉市	衆	寺田 稔	てらだ みのる	自由民主党	広島県5区
43	福山市	衆	小林 史明	こばやし ふみあき	自由民主党	広島県7区
43	福山市	参	宮沢 洋一	みやざわ よういち	自由民主党	広島県
43	福山市	参	森本 真治	もりもと しんじ	国民民主党	広島県
43	福山市	参	柳田 稔	やなぎだ みのる	国民民主党	広島県
44	下関市	衆	古田 圭一	ふるた けいいち	自由民主党	比例中国
44	下関市	参	江島 潔	えじま きよし	自由民主党	山口県
45	高松市	衆	小川 淳也	おがわ じゅんや	無所属	比例四国
45	高松市	衆	玉木 雄一郎	たまき ゆういちろう	国民民主党	香川県2区
45	高松市	衆	平井 卓也	ひらい たくや	自由民主党	香川県1区
45	高松市	参	磯崎 仁彦	いそざき よしひこ	自由民主党	香川県
45	高松市	参	木村 義雄	きむら よしお	自由民主党	比例代表
45	高松市	参	三宅 伸吾	みやけ しんご	自由民主党	香川県
45	高松市	参	山本 博司	やまもと ひろし	公明党	比例代表
46	松山市	衆	塩崎 恭久	しおざき やすひさ	自由民主党	愛媛県1区
46	松山市	衆	村上 誠一郎	むらかみ せいいちろう	自由民主党	愛媛県2区
46	松山市	参	井原 巧	いはら たくみ	自由民主党	愛媛県
46	松山市	参	山本 順三	やまもと じゅんぞう	自由民主党	愛媛県
47	高知市	衆	石田 祝稔	いしだ のりとし	公明党	比例四国
47	高知市	衆	武内 則男	たけうち のりお	立憲民主党	比例四国

中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会 議員一覧

平成30年11月5日現在

市番	担当市	衆参	氏名	ふりがな	所属政党	選挙区
47	高知市	衆	中谷 元	なかにに げん	自由民主党	高知県1区
47	高知市	衆	広田 一	ひろた はじめ	無所属	高知県2区
47	高知市	衆	福井 照	ふくい てる	自由民主党	比例四国
47	高知市	衆	山本 有二	やまもと ゆうじ	自由民主党	比例四国
47	高知市	参	高野 光二郎	たかの こうじろう	自由民主党	高知県
47	高知市	参	中西 祐介	なかにし ゆうすけ	自由民主党	徳島県・高知県
48	久留米市	衆	鳩山 二郎	はとやま じろう	自由民主党	福岡県6区
48	久留米市	参	大家 敏志	おおいえ さとし	自由民主党	福岡県
48	久留米市	参	古賀 之士	こが ゆきひと	国民民主党	福岡県
48	久留米市	参	高瀬 弘美	たかせ ひろみ	公明党	福岡県
48	久留米市	参	野田 国義	のだ くによし	無所属	福岡県
48	久留米市	参	松山 政司	まつやま まさじ	自由民主党	福岡県
49	長崎市	衆	富岡 勉	とみおか つとむ	自由民主党	比例九州
49	長崎市	衆	西岡 秀子	にしおか ひでこ	国民民主党	長崎県1区
49	長崎市	参	金子 原二郎	かねこ げんじろう	自由民主党	長崎県
49	長崎市	参	古賀 友一郎	こが ゆういちろう	自由民主党	長崎県
50	佐世保市	衆	北村 誠吾	きたむら せいご	自由民主党	長崎県4区
50	佐世保市	衆	谷川 弥一	たにがわ やいち	自由民主党	長崎県3区
51	大分市	衆	穴見 陽一	あなみ よういち	自由民主党	大分県1区
51	大分市	衆	衛藤 征士郎	えとう せいしろう	自由民主党	大分県2区
51	大分市	衆	大島 敦	おおしま あつし	国民民主党	埼玉県6区
51	大分市	衆	岡田 克也	おかだ かつや	無所属	三重県3区
51	大分市	衆	吉良 州司	きら しゅうじ	国民民主党	比例九州
51	大分市	衆	玄葉 光一郎	げんば こういちろう	無所属	福島県3区
51	大分市	衆	原口 一博	はらぐち かずひろ	国民民主党	佐賀県1区
51	大分市	衆	笠 浩史	りゅう ひろふみ	無所属	神奈川県9区
51	大分市	参	足立 信也	あだち しんや	国民民主党	大分県
51	大分市	参	磯崎 陽輔	いそぎき ようすけ	自由民主党	大分県
52	宮崎市	衆	江藤 拓	えとう たく	自由民主党	宮崎県2区
52	宮崎市	衆	武井 俊輔	たけい しゅんすけ	自由民主党	宮崎県1区
52	宮崎市	参	長峯 誠	ながみね まこと	自由民主党	宮崎県
52	宮崎市	参	松下 新平	まつした しんぺい	自由民主党	宮崎県
53	鹿児島市	衆	金子 万寿夫	かねこ ますお	自由民主党	鹿児島県2区
53	鹿児島市	衆	川内 博史	かわうち ひろし	立憲民主党	鹿児島県1区
53	鹿児島市	衆	宮路 拓馬	みやじ たくま	自由民主党	比例九州
53	鹿児島市	衆	森山 裕	もりやま ひろし	自由民主党	鹿児島県4区
53	鹿児島市	参	野村 哲郎	のむら てつろう	自由民主党	鹿児島県
54	那覇市	衆	赤嶺 政賢	あかみね せいけん	日本共産党	沖縄県1区
54	那覇市	衆	國場 幸之助	こくば こうのすけ	自由民主党	比例九州
54	那覇市	衆	遠山 清彦	とおよま きよひこ	公明党	比例九州

208

名簿の掲載順は、【市番順】⇒【衆議院→参議院】⇒【五十音順】です。

<政党別会員数>

政党	(計)	衆議院議員	参議院議員
自由民主党	(125)	69	56
国民民主党	(24)	12	12
公明党	(19)	6	13
立憲民主党	(13)	10	3
日本維新の会	(5)	1	4
希望の党	(2)	0	2
日本共産党	(2)	2	0
自由党	(1)	0	1
無所属	(17)	10	7
計	(208)	110	98

「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」設立趣意書

中核市は、住民に身近な基礎自治体として住民生活に密着した行政サービスの不断の向上に努めるとともに、地域の拠点都市にふさわしいまちづくりを展開するなど、地方分権の推進と地域の発展に向けて先導的な役割を担っています。

現在、日本国内においては人口減少への対策をはじめ、都市再生や安心・安全のまちづくりなど、喫緊の課題が山積しています。これらの課題解決のためには地域の活性化が不可欠であり、中核市は基礎自治体として住民生活に身近な施策を推進するとともに、近隣市町村と緊密な連携を図り、地域の牽引役を十分に果たしていく必要があります。そのため、中核市の更なる機能強化を伴った地方分権の推進が急務となっています。

地方分権については、平成5年の「地方分権の推進に関する決議」から20年が経過し、その間、第1次・第2次の改革を通じて一定の成果がありました。しかしながら、中核市が地域の発展に向けた機能や役割を果たす上では、未だ不十分と言わざるを得ません。国の施策とそれに伴う社会経済の変化を見据え、改めて国と地方の役割を見直し、中核市をはじめとする基礎自治体が、自主的・自立的に施策を決定できる真の分権型社会の実現が求められています。

中核市への権限移譲、税財源の充実・強化を通じて真の分権型社会を実現し、中核市が核となり地域の活力を高め、日本経済の活性化、住民福祉の向上などを推進するに当たり、党派を超えた国会議員各位のご支援により「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」を設立いたしたく、皆様のご賛同をお願い申し上げます。

平成26年7月23日

呼びかけ人

函館市長 工藤壽樹	旭川市長 西川将人	青森市長 鹿内博	盛岡市長 谷藤裕明
秋田市長 穂積志	郡山市長 品川萬里	いわき市長 清水敏男	宇都宮市長 佐藤栄一
前橋市長 山本龍	高崎市長 富岡賢治	川越市長 川合善明	船橋市長 松戸徹
柏市長 秋山浩保	横須賀市長 吉田雄人	富山市長 森雅志	金沢市長 山野之義
長野市長 加藤久雄	岐阜市長 細江茂光	豊橋市長 佐原光一	岡崎市長 内田康宏
豊田市長 太田稔彦	大津市長 越直美	豊中市長 浅利敬一郎	高槻市長 濱田剛史
枚方市長 竹内脩	東大阪市長 野田義和	奈良市長 仲川げん	和歌山市長 大橋建一
姫路市長 石見利勝	尼崎市長 稲村和美	西宮市長 今村岳司	倉敷市長 伊東香織
福山市長 羽田皓	下関市長 中尾友昭	高松市長 大西秀人	松山市長 野志克仁
高知市長 岡崎誠也	久留米市長 檜原利則	長崎市長 田上富久	大分市長 釘宮磐
宮崎市長 戸敷正	鹿児島市長 森博幸	那覇市長 翁長雄志	

【参考資料7】

「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」規約

(名 称)

第1条 本会の名称は、「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」とする。

(目 的)

第2条 本会は、地域の発展に向けて先導的な役割を担う中核市への権限移譲、税財源の充実・強化を通じて真の分権型社会を実現し、中核市が核となり地域の活力を高め、日本全体の経済の活性化、福祉の向上などに寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 中核市市長会の事業活動に対する支援
- (2) その他、前条の目的を達成するために必要な活動

(会 員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する国会議員により構成する。

(事務局)

第5条 本会の庶務は、中核市市長会事務局において処理する。

附 則

この規約は、平成26年7月23日から施行する。

